

中国と周辺国家の海上国境問題

李 国 強

1. 中国の海上国境の現状

中国は陸地大国であるとともに海洋大国でもある。世界の他の国々に比べ、中国は海を通じて多くの隣国と接し、海をめぐる複雑な環境を抱えている。中国は北から南へ、黄海、東シナ海(東海)、南シナ海(南海)の順に隣接し、18,000キロを越える海岸線と計500平方キロより大きい6,500以上の島嶼を保有する。管轄権を有する海域は300万平方キロ以上となり、海を通じた隣国は北朝鮮、韓国、日本、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、インドネシア、ベトナムの8カ国である。

中国と周辺国の海上国境についていえば、トンキン湾を除き、黄海、東シナ海及び南シナ海のすべてで境界が画定されていない。

2. 中国と周辺国の海上国境

2.1 黄海の境界問題

黄海は中国大陸と朝鮮半島の間位置する、南北約470カイリ、東西約300カイリ、総面積約38万平方キロの海であり、中国はそのうち約25万平方キロの海域に管轄権を主張している。国連海洋法条約によれば、沿岸国は200カイリの排他的経済水域を主張できるが、中国と韓国が黄海南部のそれぞれ西と東に位置し、その地理的特徴により、中韓の主張水域は7.3万平方キロほど重複する。

中韓両国は、黄海の排他的経済水域と大陸棚の限界について異なる主張をしており、中国が大陸棚の自然延長と衡平原則を主張するのに対し、韓国が「中間線」の原則を主張している⁽¹⁾。国際法において、衡平原則は一般原則として直接に適用される。衡平原則は、境界を決める際に、画定方法の衡平性だけでなく、画定結果の衡平性も求めている。韓国は等距離線を境界にすることを主張するが、中間線あるいは等距離線は境界画定の一つのやり方に過ぎず、境界画定の絶対的な原則ではない。また、中間線を適用する際には、いくつかの要因を考慮する必要もある。中間線を利用したの単

(1) 楊昭全・馬維英「中韓海洋權益之爭」『東北亞研究』1号、2009年。

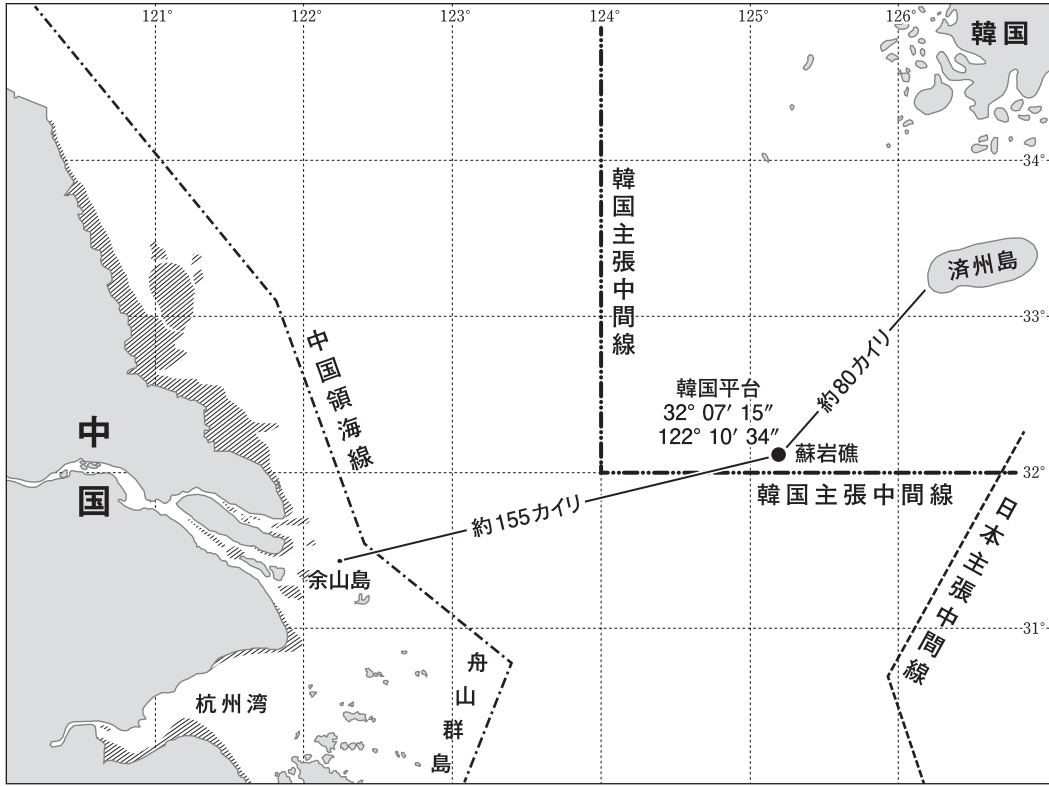


図1 黄海における中韓の境界問題

純な境界画定は衡平でない結果をもたらす可能性もあるためである。もし中間線をもって画定を行うならば、韓国は18万平方キロほど多くの海を獲得することになるため、中国政府はこれを容認できない。画定原則をめぐる重大な対立があるため、海をめぐる中韓の境界画定交渉は停滞しがちである。

2.2 東シナ海(大陸棚)の境界問題

東シナ海は南北で1,300キロ、東西が300から500キロ、総面積およそ77万平方キロの広がりを持ち、中国、日本、韓国の陸地に囲まれた「半閉鎖」海域である。東シナ海の海底の3分の2は大陸棚、水深は200メートル以内であり、その面積は52万平方キロとされる。東シナ海東部の大陸棚に関しては、中日、中韓、日韓の間での重複面積が大きい。東シナ海について中国は約56万平方キロの管轄権を主張しており、中日の主張重複が約21万平方キロ、中韓の主張重複は約12万平方キロとなる。

東シナ海は巨大な海底油田の埋蔵が発見された1960年代以後、突如、その問題が注目されるようになった。2006年6月、中日政府は漁業資源の管理について一応、合

意し、東シナ海漁業協定を結んだが、島嶼帰属と海域画定の問題は解決されなかった。大陸棚に対する法的な主張の相違が、東シナ海の境界画定問題における中日間の最大の争点となった⁽²⁾。東シナ海の海底の地形及び地質構造は、中国大陸とつながる大陸棚が沖繩トラフに地理的に延伸していることを示しており、沖繩トラフを中国大陸の自然延長である大陸棚と日本の琉球群島の島棚との自然な境界線と見ることができる。従って、東シナ海の大陸棚の境界画定の原則に関して、中国政府は1970年代から、沿岸国の領土自然延長の原則をもとに大陸棚の境界を画定することを主張するとともに、中国の大陸棚が沖繩トラフの中間線まで自然に延伸していることから、大陸棚の中間線原則の適用に対して明確に反対してきた。大陸棚の境界画定における沖繩トラフの地位について、中国は、中日両国は沖繩トラフで分離され、大陸棚を共有していないと認識する。沖繩トラフが中国の東シナ海大陸棚と日本の琉球島棚の自然の境界線である事実は、境界画定の際に十分に考慮されるべきということになる。

他方、日本側は中日両国が大陸棚を共有しているものの、沖繩トラフが大陸棚延長において偶然に窪んだ箇所であるので、境界画定におけるトラフの法的効力を無視すべきと考えている。日本側は、排他的経済水域の画定に適用される等距離中間線の原則によって東シナ海大陸棚を分割すべきと主張する。韓国もまた日本と同じく中間線原則の適用を主張している。このように、関係各国が適用する原則について合意ができないため、東シナ海の境界画定問題も実質的な進展が見られない。これに関連する島嶼の帰属問題としては釣魚島(尖閣諸島)及び蘇岩礁(離於島)がある。

釣魚島とその付属島嶼の問題について、中国はこれが古くからの領土であり、諸島及び周辺海域に主権を有することに争いはないと主張している。一方、日本は領土問題の存在を認めず、実効支配を続けている。

釣魚島問題及び東シナ海の境界画定問題は中日関係の起伏に伴い、両国関係の安定的な発展に影響を与えている。数年前、中日関係が深刻な政治的困難に直面した折、東シナ海問題への関心も高まった。従って、釣魚島問題及び東シナ海の境界画定問題は中日関係のバロメーターであり、中日関係を反映するとともに、その発展に制約を与えるものとみなせる。2004年から中日両国は東シナ海問題を外交的に交渉するチャンネルを作り、多くの交渉を行ってきたが、2007年以降、両国首脳による相互訪問が実現され、関係は「雪解け」を迎えた。両国首脳は2度にわたり、認識をすりあわせ、東シナ海を「平和、協力、友好の海」にすること、境界の最終画定までに臨時措置を取り、双方の法的立場を損なわないことを前提に、共同開発を行うことを明確に打ち出した。東シナ海の共同開発への原則的合意は、「共同開発」構想が初めて実現しうこ

(2) 劉怡・劉宇「破霧：深度透視中日海洋權益之爭」『現代艦船』2号、2000年、19頁。

とを意味する。2008年6月、第8回目の交渉が行われ、両国政府は「中日間の東シナ海における共同開発についての了解」と「日本法人による白樺油ガス田開発についての了解」に署名した。

国連海洋法条約の批准国として、中国と日本は互いの対立感情を改め、個々の臨時措置の確実な履行を急ぐ必要がある。それは中日両国にとっての国際法上の義務だけではなく、国際法に基づいて国際的な衝突を平和的に解決し、地域の平和を維持し、経済発展のためのよい環境を作り、お互いに「ウィン・ウィン」の結果をもたらす唯一の出口である。

近年、中国と韓国との間で東シナ海における蘇岩礁について帰属問題が起きている。蘇岩礁(韓国では「離於島」と呼ぶ)は東シナ海北部の1つの暗礁であり、島ではない。この暗礁は東シナ海の大陸棚の中国の排他的経済水域に位置しており、周辺海域は中国の伝統の漁場であるので、中国と韓国との間にはこの暗礁に関する領土問題は存在しない。蘇岩礁の周辺海域は中韓両国の排他的経済水域の重複部分となる。2000年及び2002年、韓国がこの暗礁に海洋観測所を建設するなど重複海域において一方的行動をとったことに関し、中国は韓国政府に対して厳正な申し入れを2度も行った。しかし韓国は、「離於島」は両国の排他的経済水域の境界画定には影響を与えないとの見解を示した⁽³⁾。だが明らかに、蘇岩礁問題の本質は主権の帰属問題ではなく、大陸棚と排他的経済水域の境界画定に直接、関係している。国連海洋法条約第121条3項は「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」と規定する。従って、蘇岩礁は排他的経済水域あるいは大陸棚の帰属を決定したり、影響したりすることはできない。韓国側は、「離於島」が韓国の大陸棚に位置し、地理学的に見れば韓国領に最も近いので、自国の排他的経済水域に属していると主張するが、根拠は乏しい。蘇岩礁は中韓両国の排他的経済水域の重複部分に位置しており、その帰属は外交交渉で解決されるべきで、韓国による一方的な行動はいかなる国際法上の意味も持たない。

2.3 南沙(スプラトリー)群島問題

南沙問題は1933年にフランスがそのうちの9つの島に侵入したことが発端である。第二次世界大戦後の比較的長期間、いわゆる南シナ海問題は存在しなかったし、南シナ海の周辺国も中国が南沙群島及び周辺海域に主権を有することに對し異議を唱えなかった。しかし、1960年代末から70年代初めにかけて、南シナ海に石油資源の存在が有望視されてから、ベトナム、フィリピン、マレーシアなどが南沙群島の部分島嶼を軍事占領し、その周辺海域で大規模な資源開発活動を行い、主権を求めたことによって、南シナ海の主権をめぐる

(3) 2006年9月14日に行われた中国外務省定例記者会見での秦剛報道官の発言 [http://www.fmprc.gov.cn/chn/gxh/mtb/fyrbt/jzhsl/t271883.htm] (2010年8月1日閲覧)。



図2 南シナ海の地図および中国の九段線(U字線)

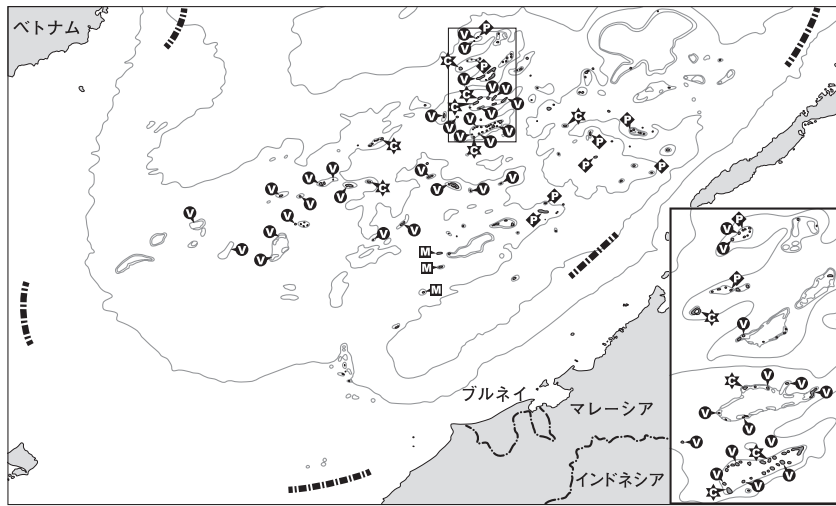


図3 南沙群島における各国の占拠状況

熾烈な争いが始まった。1970年代末、特に国連海洋法条約が発効して以来、南シナ海をめぐる争奪戦は新たな局面を迎えた。近年、当事国間で「南シナ海行動宣言」に署名し、南シナ海の周辺隣国は「問題を複雑化させる」行動を取らないと表明したが、南シナ海における中国の領土主権及び海洋権益の損失には、事実上、歯止めがかかっていない。南シナ海をめぐる争いは世界の同様のケースと比べても、当事国が最も多く、また状況も最も複雑な係争の1つであり、南沙群島問題は地域の安定と発展、さらには中国と南シナ海周辺諸国との関係に影響する1つの大きな障壁となった。

南沙紛争は6カ国及び1つの地域、すなわち、中国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ブルネイと中国台湾が関与している。南沙海域には230以上の島、礁、浅瀬、砂州があり、海域面積は82万平方キロである。そのうち、中国軍隊は6の島礁、中国台湾は太平島、ベトナムは29の島礁(南沙周辺100万超平方キロの面積を自国領土に)、フィリピンは9の島礁(54の島、礁、浅瀬、砂州及び周辺41万超平方キロの海域に対する主権を要求)、マレーシアは5の島礁(12の島、礁、浅瀬、砂州及び周辺27万超平方キロの海域に対する主権を要求)に駐留している。インドネシア及びブルネイは島礁を占領していないが、インドネシアは中国伝統の海上国境線から5万超平方キロのところまで侵入し、ブルネイは南通礁及び周辺3万平方キロの海域に対する主権を要求した。

南シナ海の海域は350万平方キロであり、「九段線」以内の海域が約200万平方キロ、その内、他国が主張している海域は154万平方キロあり、係争のない海域は44万平方キロしかない。

近年、南シナ海の諸国は南沙海域での活動及び資源争奪に向けた行動を強めている。例えば、ベトナムは優遇政策を打ち出し、南沙群島の開発及び移住を促進している。さらに、南沙群島に様々な軍用及び民用の施設を建設し、ロシア、イギリス、日本、オーストラリア及びアメリカを南シナ海の石油ガス資源の探鉱及び開発に誘致している。目下、ベトナムは実効支配する島礁で石油生産を盛んに行っており、少なくとも7の油井で石油が生産されている。ベトナムはいまや石油の年間生産量が1,700万トン以上となり、貧油国から一躍、石油輸出国へと変わった。ベトナムの主要な輸出商品となった石油は、外貨獲得のための重要な手段である。1986年、バクホー(白虎)油田の生産開始以来、ベトナムは現在まで累計2,000万トン以上の原油を生産し、輸出収入は250億ドルに至る。近年、タインロン(青龍)油田、ダイフン(大熊)油田及びロン(龍)油田でも相次いで生産が始まった。マレーシアもまた中国の「九段線」内で60以上の油田を開発している。資料によると、現在、南シナ海の周辺諸国では200以上の油ガス層及び180の油ガス田が発見され、1,000以上の油ガス井が掘削され、500以上の油ガス井で実際に生産が行われている⁽⁴⁾。その内、

(4) 潘成鑫「経済因素与中越南沙群島争端」『国際政治研究』1号、1995年；鄭宏範・尹晶端「我愛你、南沙」『人民日報』1995年7月3日第3版。

100以上の油ガス井が中国の「九段線」内に位置し、その生産に携わる国際石油会社は200を超えている。

南シナ海では領土、そして重複する管轄海域に対して各国からの要求が多く存在するため、中国がベトナム、フィリピン、マレーシア及びブルネイと排他的経済水域及び大陸棚の境界を画定することは、大きな課題となっている。現在はまだ、当事国が主張の相違を埋めていく段階にあるため、南シナ海の海上境界の画定問題はまだ正式に議題には取り上げられていない。中国は南シナ海問題について、当事国と意見交換を行って既にいくつかの共同認識を得ており、フィリピン、ベトナム、マレーシアとはそれぞれに交渉のチャンネルを整え、対話を進めている。中国・ASEANの高官会議及び中国・ASEANの対話の場で南シナ海問題に関する意見が多く交換され、平和的手段及び友好的な交渉の形で問題を適切に解決することが合意された。2004年、トンキン湾の境界画定協定では、トンキン湾における中国とベトナムとの領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界線が確定された。それは中国にとって初めて画定された海上国境であり、南シナ海の境界画定の交渉に向けた大きな一歩となった。

近年の状況から見れば、南シナ海をめぐる情勢は比較的安定している。また、このような安定した情勢が維持される可能性もある。南シナ海では当事国同士で衝突を避け、協力を求める姿勢が出てきている。さらに、南シナ海の周辺諸国間の協力が実質的に進展しており、大きな武力衝突が起きる可能性も低下している。しかしながら、南シナ海の境界画定は多くの時間を要するプロセスであり、短期に完成できる可能性は極めて低い。このプロセスにおいて、最も注目されている問題はやはり「九段線」であろう。

「九段線」は、南シナ海の海上境界に関する交渉において、中国と周辺諸国が避けることのできない問題である。南シナ海をめぐる交渉が進むにつれ、関係国は「九段線」への注目度を高めており、これが南シナ海における中国の主権地位が「不確定である」重要な根拠と認識している。従って、「九段線」の法的地位は、南シナ海における当事国の主権、主権的権利及び管轄権に直接、関係する。

1947年12月1日、中華民国の内政省地域局が作成し、国民政府が議決・公布した『南シナ海諸島新旧名称対照表』及び『南シナ海諸島位置図』には、11段のU字線が描かれていた。1953年以降、中国地図では11段線が9段線に書き直された。南シナ海の9の破線は「断続線」、「九段線」、「U字線」など多くの名称が与えられている。この線に対する法的解釈は多く存在するが、概ね以下の4つがある。

第1の理解は「島嶼帰属の線」とするものである。すなわち、線内の島嶼及び周辺海域は中国に属しており、中国がこれを管轄し、統制する⁽⁵⁾。この説によれば、法的には、線内

(5) 賈宇「南海“断続線”的法律地位」『中国边疆史地研究』2号、2005年。

の島嶼、暗礁、岩石、砂洲、環礁などが中国の主権管轄下にあるが、線内水域の法的地位は線内の島嶼及び群島の法的地位によって決められるため、法そのものは「帰属線」に関係がない。この説によれば、九段線は「中国は南沙群島及び周辺海域に対する議論の余地がない主権を有する」という中国政府の旧来の立場と一致するとみなされる。

第2の理解は「歴史的な権利の範囲」である。すなわち、線内の島、礁、浅瀬、砂洲は中国領土であり、内水以外の海域は排他的経済水域と大陸棚となる⁽⁶⁾。中国は、島、礁、浅瀬、砂洲の主権及び海域にあるすべての自然資源の主権権利を含む線内の歴史的権利を求める。海域は法的には排他的経済水域に相当し、他国による航行、上空通過、海底ケーブル及びパイプラインの敷設など、3つの活動の自由は確保される。

第3の理解は「歴史的な水域線」とする。すなわち、中国は線内の島、礁、浅瀬、砂洲及び周辺海域の歴史的権利を有するのみならず、線内のすべての海域が中国の歴史的な水域とされる⁽⁷⁾。当該水域において外国船舶は許可なしで航行、通過することができない。台湾の学者の多くがこの説を支持する。

第4の理解は「伝統疆界線(国境線)」である。すなわち、線内の島、礁、浅瀬、砂洲及び周辺海域は中国に属しており、線外の区域は公海または他国に属する⁽⁸⁾。当線は断続した国境線、すなわち、未画定ではあるが、国境線を基に描かれたもの、「中国と外国との境界」を示している。線内は中国領、線外は隣国領あるいは公海となる。また、当線は中国と隣国の中間線に位置し、南シナ海諸島の範囲あるいは外部との境界を表示している。

中国学界では「九段線」の法的な地位に対する認識が完全に一致しているわけではないが、「九段線」は中国の歴史的な発展のもとで形成され、近代以来の中国人民の南シナ海での活動範囲に対する認識を反映している。中国の地図が作成された当時の基本的な規範から考えれば、この「U字線」は「断続国境線」であると確認できる。

「断続線」による中国の南シナ海における権利は、50年前、すなわち、国連海洋法条約の成立前に形成され、公認されたものである。従って、新しい海洋法制度の確立が、一国の旧来の権利を否定することはできない。国連海洋法条約が、排他的経済水域及び大陸棚の海洋に関する権益に対する主張あるいは画定する権利を沿海国に付与したことを根拠として、中国が有する南シナ海における歴史的な権利を否定することはできない。

国際法及び新たな国際海洋秩序の確立に伴い、「九段線」の性質、地位及び役割は変化しており、新たな定義及び解釈が必要になっている。しかし、後から確立された海洋法を用いて旧来存在してきた「九段線」の合理性を否定することはできない。それは本末転倒であり、歴史の無視といえる。従って、我々は「九段線」の本質に対する認識をさらに深め、歴

(6) 呉士存『南沙争端的由来与発展』海洋出版社、1999年、29頁。

(7) 傅琨成『南(中国)海法律地位之研究』台湾123資訊有限公司、1995年、45頁。

(8) 李金明「南海九条断続線及相關問題研究」『中国边疆史地研究』2号、2001年。

史と現実を区別する必要があり、「九段線」の歴史的経緯を無視した国際法の一方的な強調はできないと考えている。

「九段線」は長期にわたって存在し、中国人民の頭に染み込んでいる。この線が無視して南シナ海問題を議論することは中国人民にとって受け入れられない。しかしながら、現実には、「九段線」が国連海洋法条約と合致しない部分があることで、難しい局面が生まれている。要するに、歴史的な感情を考慮するかぎり、中国人は現代国際法を用いて「九段線」を解釈することを受け入れないが、他方で現代国際法は歴史的な経緯のあるこの線を適切に説明することができない。筆者は、「九段線」の歴史を考慮しつつも、「九段線」を海洋法及び他の国際法の基本原則に合わせ、かつ関係国の利益に配慮しながら、「九段線」に適切な法的な地位を与えることがこの困難の打開につながると考えている。

3. 中国と周辺諸国の海上境界問題の解決にむけた展望

中華人民共和国が樹立してから60年を経た今、国境問題に関する交渉は一連の成果を達成している。陸上の国境問題はインドとの国境を除けば、逐次、解決されてきた。対照的に、ベトナムとのトンキン湾境界画定以外、海上国境の問題はあまり進展していない。また、黄海、東シナ海及び南シナ海の境界画定は極めて困難であり、将来にむけても解決は楽観視できない。その主な原因は以下の3つにある。

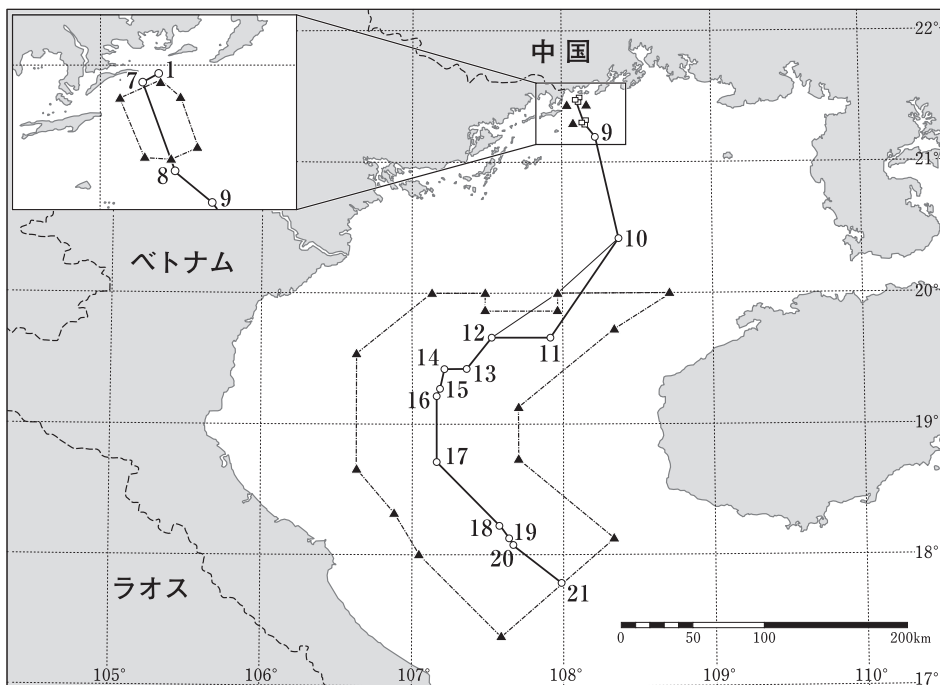


図4 トンキン湾における中越の排他的経済水域および大陸棚の境界線(2000年確定)

第1に、関係国の利益及び法をめぐる主張に大きな食い違いが存在しており、海洋主権及び海洋権益について相互に譲歩する見通しが無い。それゆえ、中国と周辺諸国の海上境界問題は短期間では解決できず、将来の長い間、対峙が続くことになるだろう。

第2に、関係国はそれぞれの手段で自らの主権にかかわる地位を強化し、海洋権益の最大化を求めており、政治、外交などの分野で衝突が起こる可能性が依然、存在する。将来、海洋主権及び権益をめぐる争奪がさらに高まり、多様化される可能性もあり、国際関係に悪影響を及ぼしかねない。

第3に、関係国に相互への信頼が欠けており、効果的な制御を行う仕組みが整っていないため、海上の軍事力が増強され、その安定さを損なっている。従って、関係国間に軍事衝突が起こる危険性はなくなるどころか、逆に拡大するかもしれない。

しかしながら、海上の境界問題を解決し、将来の衝突の可能性をなくすことは我々が直面する重要な課題である。

国際社会における領土問題の解決策としては、交渉をもって行う外交的手段、武力を使う軍事的手段、第三者(国際法廷など)の仲裁を利用する手段といった3つの手段がある。現代の海洋法によれば、いかなる国でも一方的に主張した海洋上の境界線は法的な効力を有しない。国際海洋の境界画定には2つの方式がある。1つは関係国が外交交渉を通じて海上境界に関わる協定を結ぶ方式であり、もう1つは国際司法裁判所または他の国際法廷の判決による。我々は外交交渉を通じての問題解決が主要な選択肢だと考えている。

実際、中国と周辺国は海上境界の問題解決に多大な努力を払い、外交交渉を通じて次のような成果を上げた。

第1に、中国とベトナムは2000年12月に「トンキン湾領海の排他的経済水域及び大陸棚画定協定」及び「漁業協力協定」を結び、トンキン湾の海上境界及び漁業の問題を首尾よく解決した(両国が両協定を批准したのは、共に2004年6月)。トンキン湾の境界画定をめぐる中国とベトナムとの交渉は27年間を経て、1992年から2000年までの9年間だけで7回の政府レベル交渉、3回の政府代表団団長会談、18回の共同ワーキンググループ及び多数の専門家会談が行われた。年平均3回以上の交渉や会談を積み重ねてきたわけである。トンキン湾の境界画定の意義は次のように整理できる。

- (1) これは、中国とベトナムが新しい海洋法秩序に合わせて、海洋の画定問題を衡平に解決した成果といえる。両国がトンキン湾で政治的かつ地理的な関係でバランスを保っているという中国側の基本的な見方をもとに、画定後の海域が面積的に概ね等しいという衡平な結果が達成された。同時に、漁業協定の締結により、トンキン湾における境界画定後の漁業資源の合理的配分及び保護も実現された。今回の境界画定は両国国境及びトンキン湾の長期安定、そして両国関係のさらなる発展に良い影響を与え

ている。

- (2) これは、「ウィン・ウィン」の結果をもたらし、中国とベトナムとの関係の長期的な安定と発展にとり重要な意義を持つ。この2つの協定は両国及び両国人民の共同の利益に一致し、両国が長期間にわたる友好的な交渉によって歴史問題を解決する能力や知恵があることを示した。
- (3) これは、中国が平和的な手段を通じて領土や境界の係争解決を行うとする立場を明らかにし、国際法に基づき国際問題を処理する誠意を示している。
- (4) これは、中国にとって海上国境画定における初めての実践であり、中国と他の隣国との間の今後の海上国境画定にむけた経験となる。

第2に、海上の境界画定問題が未解決である場合、当事国は海洋資源開発において臨時的な制度で対応を行うか、「共同開発」を実施し始めている。

2000年8月、中国と韓国は「中韓漁業協定」に署名し、漁業問題に関する臨時的な措置を取り、中韓漁業協力委員会を設立し、相互の利害を調整した。

2000年6月、中国と日本は「東シナ海大陸棚漁業協定」に署名し、漁業資源の有効管理について合意した。2008年6月、中日両国は「中日間の東シナ海における共同開発についての了解」と「日本法人による白樺油ガス田開発についての了解」に署名し、東シナ海共同開発の大きな一歩を踏み出した。

関係国の努力によって、2002年11月、中国は関係国と「南シナ海行動宣言」に署名した。2004年9月初め、中国とフィリピンは南シナ海の石油資源に関する共同探査の協定に署名した。当協定は「南シナ海行動宣言」が署名されてから南シナ海周辺国が取った初めての具体的な措置であり、中国と南シナ海周辺国との間の「共同開発」を妨げる障壁を初めて打破した。2005年3月、中国、フィリピンとベトナムの石油会社は「南シナ海協議地域における共同海洋地震探査協定」に署名した。それは南シナ海周辺国による資源共同開発のさらなる進展となった。

上記の一連の進展は海上境界問題を解決するために以下の原則が守られなければならないことを示している。

第1に、国連海洋法条約及びその他の国際法上の基本原則に基づいて、「平等協商、互諒互讓、平和交渉」を通じて衡平かつ合理的に解決する。

第2に、境界画定交渉の基本方針は歴史を現実と結び付け、歴史を尊重しながら、現実を考慮することにある。

第3に、海上境界問題を解決するまで現状を維持する一方、関係国は最終解決までの一時的措置を取るべきである。

海洋国境の問題は国の重要な政治利益及び経済利益に関わるため、国家間の立場の相違

を完全に埋めるには長い時間がかかる。中国と周辺諸国の間に海上境界問題について協力と衝突の可能性が並存しており、解決できるまでの道のりが長く、多種多様な困難に直面することが予想されるため、解決の方式、方法、手段をさらに検討する必要がある。従って、いつ根本的に解決できるか予測するのは極めて困難といえる。しかし、我々が問題解決の基本的な原則に従い、相互信頼を絶やさずに前進すれば、関係国の政治的努力により、海上境界の問題も最終的には適切に解決できるであろう。

(翻訳：劉 旭)